

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成19年12月 5 日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集あいさつ
- 日程第 5 議案第59号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第61号 愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第62号 愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第63号 愛西市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第64号 愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第66号 愛西市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第13 議案第67号 愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第68号 愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第69号 愛西市川淵地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第70号 愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第71号 愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第72号 愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第75号 平成19年度愛西市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第20 議案第76号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第21 議案第77号 平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第22 議案第78号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第23 議案第79号 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第24 請願第 2 号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願について

- 日程第25 陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について  
日程第26 陳情第15号 深刻な医師不足打開のための法制定を求める陳情について  
日程第27 陳情第16号 看護職員確保法の改正を求める陳情について  
日程第28 陳情第17号 川北町地内の広域農道計画の陳情について  
日程第29 陳情第18号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額」を求める意見書提出の陳情について  
日程第30 陳情第19号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情について  
日程第31 陳情第20号 原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出についての陳情について  
日程第32 議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について  
日程第33 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 

#### ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### ◎出席議員（29名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷲野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	13番	近藤 健一 君
14番	小沢 照子 君	15番	後藤 和巳 君
16番	堀田 清 君	17番	加藤 和之 君
18番	古江 寛昭 君	19番	大島 功 君
20番	大宮 吉満 君	21番	永井 千年 君
22番	黒田 国昭 君	23番	中村 文子 君
24番	加藤 敏彦 君	25番	加賀 博 君
26番	宮本 和子 君	27番	石崎 たか子 君
28番	佐藤 勇 君	29番	太田 芳郎 君
30番	柴田 義継 君		

---

◎欠 席 議 員（1名）

12番 八 木 一 君

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
八 開 総 合 支 所 長	水 谷 正 君	佐 織 総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 辰 雄	議 事 課 長	服 部 秀 三
書 記	田 尾 武 広		

---

午前10時00分 開会

○議長（佐藤 勇君）

会議を開会いたします。

なお、12番の八木一議員から、病気のための欠席届が出されております。御報告をさせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、19番・大島功議員、20番・大宮吉満議員、御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を御協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（柴田義継君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日、委員全員と正副議長にも出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日5日から12月21日までの17日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上、報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より21日までの17日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より21日までの17日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の村上守国議員、お願いをいたします。

#### ○9番（村上守国君）

海部南部水道企業団の議会報告をさせていただきます。

平成19年第3回定例会が9月25日開催されました。

付議事件といたしまして、議案第5号：平成19年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）についてであります。収益的支出といたしまして、補正額101万7,000円。これにつきましては消費税及び地方消費税の追加であります。予算総額22億160万8,000円であります。資本的収入でございます。補正額2,136万3,000円、これにつきましては、現在、16年から20年の5ヵ年間継続事業で行われております立田弥富配水場の設備更新事業に伴う国庫補助金でございます。予算総額4億5,948万6,000円あります。全員賛成で承認されました。

以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員、大島功議員、お願いをいたします。

#### ○19番（大島 功君）

海部地区水防事務組合の報告をさせていただきます。

第2回定例会が10月18日、飛鳥村役場で開催をされました。

付議事件といたしまして、認定第1号：平成18年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額3,013万8,505円、歳出総額2,783万7,610円、差し引き残額230万895円あります。全員賛成で認定されました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いをいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

海部地区環境事務組合議会の第2回定例会の報告をいたします。

11月19日に新開センターで行われました。

付議事件は3件、専決第3号として専決処分の承認について、海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正。

議案第12号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。

認定第1号：平成18年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額として43億49万9,775円、歳出総額として41億7,314万1,162円、差し引き残額として1億2,735万8,613円。

以上、3件については全員賛成で可決、承認されました。

あと、資料としては、組合の経過報告について、別紙を用意いたしましたので、ごらんいた

だきたいと思います。以上であります。

○議長（佐藤 勇君）

また、閉会中に特別委員会が開催されておりますので、各委員長より報告をしていただきます。

最初に、総合斎苑建設調査特別委員長、お願いをいたします。

○29番（太田芳郎君）

それでは、総合斎苑建設調査特別委員会の報告をさせていただきます。

総合斎苑建設調査特別委員会は、去る11月28日に委員全員と正副議長にも御出席をいただきまして開催をいたしました。

まず、理事者側より、施設整備コンセプトについて説明がありました。総合計画での位置づけ及び現有施設の現状を踏まえ、新施設の整備に向けた基本理念を、1番、愛西市のすべての人が利用できる施設整備、2番目として、人間の生死やとうとさを考えることのできる施設整備、3番目といたしまして、周辺環境に配慮した施設整備というように設定をされました。

次に、導入施設及び計画炉数については、火葬部門、待合室部門、式場部門、管理部門の4部門に設定をし、火葬炉は、経済性等を考慮し、必要最小限の4基（予備1基を含みます）とし、増設が可能なスペース等を1基分確保する計画であります。また、建物のゾーニング計画について、火葬場の4機能、いわゆる火葬、待合、式場、管理の配置を3種類示され、検討していただきたいということでしたが、これは重要な案件でもありますので、きょう提示され、すぐ結論を出すのは無理ということで、検討委員会と特別委員会の両方が知恵を出し合って、よいものをつくっていくという考えに立って議論した方がよいという意見が多かったため、今回は保留となりました。そして、早い時期で特別委員会を開催し、議論することといたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

次に、固定資産税評価等調査特別委員長、お願いをいたします。

○21番（永井千年君）

それでは、固定資産税評価等調査特別委員会の活動について報告をいたします。

この間、9月20日に第5回、11月14日に第6回の2回、特別委員会を開催いたしました。

ともに調査の進捗状況の報告を受けた後、委員からの活発な審議が行われました。

9月20日の委員会では、9月14日現在、1,607件中1,549件が調査を終了し、96.39%まで進捗しましたが、5年遡及に納得できないなどの理由で、なお58件の継続中事案がある。委員から、理解して納税してもらうのが基本などの指摘に、推計で強制的に行うことはできないので、今後も誠実に説明していくことが表明をされました。

11月14日の委員会では、10月末現在、調査対象は、立田地区の未評価家屋が55棟ふえ、1,662件となった。うち1,626件調査が終了し、97.83%まで進捗をした。

前回と同様に、5年遡及が納得できないなどを理由とした36件の調査がまだ完了していない

ことが報告されました。

そして、今回、初めて課税対象数は1,375件、課税額は4,477万1,000円となっていることが報告されました。課税対象となった納税者数も1,144名ということであります。11月22日を目標に、国保税を含めた市税に関する通知についてお知らせを発送したい。納税通知書は12月12日ごろ発送予定と報告をされました。

委員や議長の質問に対して、調査継続中の36件は、今までと同様、1件1件誠意を込めて進めていくこと、お知らせは説明しながら、原則手渡しで行うことが表明されました。現在、担当に確認したところ、予定どおり22日からお知らせは配付されているようで、ほぼ終了に近い状態だそうであります。

なお、委員会で提出を確認されましたお知らせの年度別の明細などは、国保税も含めて、まだまとまっていないので、数値がまとまり次第、できるだけ速やかに報告するとのことであります。

なお、先ほど、12月19日の1時半から、次回の特別委員会を開催することを議長と確認を行いましたので、後ほどまた通知があると思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成19年8月から平成19年10月までにに関する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付をいたしております。よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第4・市長招集あいさつ

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いをいたします。

##### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

平成19年12月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、年末多用の中、御参集をいただきまして、ありがとうございました。

平成19年も残りわずか1ヵ月弱ということでありまして、この1年は大きな災害もなく、平穩のうちに終わろうとしております。大変ありがたく思っております。

ことは、地方自治法が昭和22年に施行されて60年目の節目に当たり、11月20日には、政府主催で、翌21日には愛知県主催の記念式典が開催をされました。人生に例えれば60歳の還暦を迎えたということになるわけでありますが、これを契機に、地方分権、地方の活性化が大きく求められているときでもあります。地方自治発展のために、議会との連携を図りながら、市民

主体の行政運営に努めてまいりますので、一層の御支援をお願い申し上げます。

年間の諸行事の大半を終えていく中で、11月11日のごみゼロ運動のみを雨天のため中止といたしました。その他の行事につきましては、多くの市民の皆様にご参加をいただき、盛況のうちに終えていくことができました。厚くお礼を申し上げます。

また、11月23日の安心安全なまちづくり市民大会は、昨年までの交通安全市民大会を、安全なまちづくり条例の制定に伴いまして内容を改め、その中で市内の交通死亡事故が、昨年の4人に比べ、本年はゼロと、ごあいさつ、御報告をしたわけでありませうけれども、その後すぐ、11月26日、須依町の方で1人の死亡事故が発生してしまいました。これからも暮れの慌ただしい折、事故の多発が懸念をされます。関係機関とも連携を密にし、事故防止の呼びかけをしてまいりたいと思っております。

また、11月15日には、本市とヨシヅヤさんとの間で災害時における生活物資供給と施設開放の協定を締結させていただきました。これからも市内事業者との協定を一層進めてまいりたいと考えております。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、条例の一部改正8件、指定管理者の指定6件、規約の変更2件、補正予算5件の合計21件でございます。それぞれの主な提案理由について述べさせていただきます。

最初に、議案第59号：職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告により国家公務員の給与改定がなされたことにより、扶養手当、勤勉手当及び若年層に限定した給料表の改正をするものと、地域手当支給率8%を、平成22年度より国の格付となりました3%に改めるものがございます。

議案第60号：国民健康保険税条例の一部改正につきましては、健康保険法等の改正により、65歳以上の納税義務者が老齢等年金給付を受けている場合は年金からの特別徴収をするために改めるものがございます。

議案第61号：乳幼児医療費支給条例の一部改正につきましては、平成20年度より題名を「乳幼児」から「子ども」に改め、対象者を未就学児から小学校3年生までとし、小学校4年生から中学生につきましては入院に係る給付とするため、お願いをするものがございます。

議案第62号：母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正及び議案第63号・障害者医療費支給条例の一部改正の2議案は、支給資格者としのないもののうち、老人保健法及び議案第61号での題名改正により改めるものがございます。

議案第64号：スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、木曾川左岸にありました八開木曾川グラウンドの占用期間が平成20年3月31日に満了になるため、国へ返還いたしますので、改めるものがございます。

議案第65号：農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、早尾地区の農業集落排水処理施設が竣工いたします。平成20年度より供用開始するため、改めるものがございます。

議案第66号：老人医療費支給条例の廃止につきましては、平成20年度より愛知県の補助制度

が廃止されることに伴い、廃止をお願いするものでございます。

議案第67号：勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、議案第72号・立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についての6議案につきましては、指定管理者選定委員会の結果に基づき指定するものです。

議案第73号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について及び議案第74号・愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、音羽町と御津町が豊川市と合併することにより規約の変更をお願いするものです。

議案第75号：一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正総額11億5,730万4,000円を追加し、総額203億6,941万4,000円としております。歳入の主なものといたしまして、普通交付税の確定により1億9,046万8,000円、市債の追加及び確定により9億9,790万円を計上しました。歳出の主なものは、職員給与条例の改正に伴う人件費全体の補正で596万2,000円を計上し、総務費で地域づくり振興基金積立金10億円、児童福祉費の児童館建設費で造成工事費として4,270万2,000円、農林水産業費の水田農業構造改革対策費でJAあいち海部カントリーエレベーターの色彩選別機に対し、強い農業づくり事業補助金2,783万7,000円などを補正計上いたしました。

議案第76号：国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定で補正総額1億5,158万7,000円であります。歳出の主なものは、徴収費で特定検診に係るシステム改修費570万円と保険給付費、療養諸費、葬祭費の不足が見込まれますので、1億3,523万6,000円とし、前年度精算による返還金1,050万4,000円を計上いたしました。

議案第77号：介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定で補正総額1億1,385万2,000円であります。歳出の主なものは、予防給付費の不足が見込まれ4,000万円を計上し、介護保険準備基金積立金として7,365万円などを補正いたしました。

議案第78号：公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正総額19万2,000円で、歳出としまして、職員の給与条例の改正による人件費を補正いたしました。

議案第79号：水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、水道事業収益で佐織地区の水道料金改定による2,083万3,000円を補正計上し、水道事業費用として料金改定に伴う手数料、消費税133万1,000円と職員給与条例の改正による人件費5万円を補正いたしました。

なお、議案第73号の愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更及び議案第74号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の2議案につきましては、それぞれ事務手続が必要でありますので、大変恐れ入りますが、本日御審議の上、お認めを賜りたくお願いを申し上げます。

以上が本定例会に提案を申し上げます議案の主な内容であります。また、細部につきましてはそれぞれ担当より説明させていただきますので、各議案とも十分に御審議をいただき、いずれも御議決を賜りますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎日程第5・議案第59号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第5・議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは、議案第59号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、この案を提出するのは、国家公務員の給与改定がなされたのに伴い、改正をする必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第24号：愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正内容につきましては、議案第59号資料、改正新旧対照表で御説明を申し上げますので、お手数ですがごらんをいただきたいと思っております。

それでは、新旧対照表（第1条関係）でございますが、扶養手当を規定する第12条第3項では、配偶者がいない、1人目以外の扶養をすべて「6,000円」を「6,500円」に改めるものでございます。適用は平成19年4月1日からでございます。

2ページをお願いいたします。

中段の地域手当でございますが、第13条の2第2項は平成22年4月1日より3%に改めるものでございます。これは、国の格付に合わせるためお願いをするもので、平成18年の2月に算定がありました特別交付税の算定におきまして影響が出ております。と申し上げますのは、18年度分につきましては、現行私どもの8%と国が規定します3%の差、5%の額が約1億でございますが、この1割、10%の1,000万弱がこの特別交付税に影響が出たというふうに思われます。このため、国の示しております期限までに改めることをお願い申し上げます。

勤勉手当、第21条第2項でございますが、3ページをお願いいたします。

この規定におきましては、勤勉手当の支給率を「0.725ヵ月」より「0.775」に改めるもので、平成19年12月1日から適用をお願いするものでございます。

別表第1、別表第2につきましては、それぞれ給与表の改正でございますが、別表第1の行政職給料表の1から3級と、別表2の単純労務職給料表1・2級の下位の部分の職員といたしますか、若年層を対象として改めるものでございます。

4ページをお願い申し上げます。

第2条関係でございますが、これは勤勉手当がこの12月の適用分と来年度の適用分にそれぞれ

れ区分しておりますので、第2条でお願いをするものでございます。第21条第2項第1号で勤勉手当の支給率を、第1条で改めました0.775月を、6月、12月の支給につきまして、平成20年4月1日より0.75月に改めるものでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第60号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第6・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第60号をお願いいたします。

愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

愛西市国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案の理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして改正する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第25号でございます。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回のこの改正につきましては、健康保険法の一部を改正する法律が、昨年、平成18年6月21日に公布をされております。その中の地方税法の改正によりまして、65歳から74歳までの方の年金受給者で構成をされております国保世帯につきまして、世帯主の年金から保険税を天引くための改正になります。

そして、この天引きをされます対象といたしましては、世帯のうちの国保被保険者が65歳から74歳までの世帯の世帯主（擬制世帯主は除きます）であって、年額18万円以上の年金を受給されておる方、また介護保険料と国税の合計額が年金受給額の2分の1を超える場合には対象としないとしたような内容の法律の改正がされましたことに基づきまして、愛西市の国民健康保険税条例（平成17年愛西市条例第56号）の一部を次のように改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別添の議案第60号の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の方のまず最初に第3条がございますが、3条につきましては、条のずれでございます。

次に、第9条でございますが、第9条といたしまして、今回新たに徴収の方法を定めたものでございます。国民健康保険税は、第12条、第16条及び第17条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するといった内容でございます。徴収

方法を特別徴収と普通徴収の2本立てにするものでございます。

はねていただきまして、第10条でございますが、10条につきましても条のずれでございます。11条も同じようでございます。

次に、第12条の関係でございますが、この12条から、今回の改正に伴いまして、新たに第12条以降、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条及び第18条を追加するものでございます。

最初に、第12条の特別徴収でございますが、特別徴収者の対象者を定めた内容でございます。

はねていただきまして、この主な内容でございますが、4月1日現在におきまして、国保税の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けておられる方、65歳以上の国保の加入者である世帯主に対しまして、国保税を特別徴収するといった内容のものでございます。

次の2項につきましては、特別徴収の方法によって徴収することができる対象者について定めております。

次に、第13条でございますが、特別徴収義務者の指定等を定めた内容でございます。ページは4ページになるかと思いますが、こちらの条文の内容でございますが、国保税の特別徴収義務者を年金保険者とするものでございます。

第14条の特別徴収税額の納入の義務等を定めたものでございます。第14条につきましても、年金保険者は、特別徴収をした保険税を徴収した翌月の10日までに納入をする規定でございます。

第15条につきましては、被保険者資格喪失等の場合の通知を定めたものでございまして、年金保険者は市長より資格喪失等の通知を受けた場合以降、保険税を徴収する納入義務を負わないといった内容。そして、その後、年金保険者は特別徴収に係ります国保税の徴収実績を市長に通知をするといった内容でございます。

次に、第16条と17条の規定につきましては、現在も行っております仮徴収の方法を特別徴収にも適用するための追加条文になります。

次に、第18条でございますが、普通徴収税額への繰り入れを定めております。こちらの1項につきましては、特別徴収より普通徴収への切りかえ規定でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。こちらの2項につきましては、特別徴収対象者が既に保険年金者より納入をされました保険税額が徴収すべき特別徴収保険税を超える場合等の規定になります。

次に、第19条、徴収の特例となっております。

この第19条以下につきましては、それぞれ条文の追加に伴いますところの条のずれになります。そうしたことでよろしく願いをいたします。

それでは、本文の附則にお戻りをいただきたいと思います。

附則といたしまして、施行期日でございますが、1といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行をするものでございます。

ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行をするものでございます。

適用区分につきましては、一般的にみなし規定と言われておるものでございますが、2といたしまして、次項に定めるものを除き、改正後の愛西市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用をし、平成19年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

3といたしまして、新条例の第17条の規定につきましては、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものでございます。

4番目の経過措置以降につきましては、平成20年度から特別徴収をするための経過措置でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第7・議案第61号（提案説明）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第7・議案第61号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第61号をお願いいたします。

愛西市乳幼児医療費の支給条例の一部改正についてでございます。

愛西市乳幼児医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛知県の福祉医療費支給事業等の事務取扱要領の一部改正及び市の単独分拡大のため改正をする必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第26号：愛西市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市乳幼児医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を次のように改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別添の議案第61号の資料にて説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、対象者の拡大に伴います改正でございます。

まず題名、「愛西市乳幼児医療費支給条例」を「愛西市子ども医療費支給条例」に題名を改めるものでございます。

第1条以降、それぞれ「乳幼児」とありますものをすべて「子ども」に改めるものでございます。

次に、第2条でございますが、第2条の第2号におきまして、今まで6歳までの対象者でありましたものを、対象者「6歳」までを「15歳」までに拡大をする内容でございます。そうしたことによりまして、今回、対象者を拡大した改正によりまして、第2条の第3項、第4項、第5項及び第6項を新たに追加するものでございます。

主な点の内容について御説明をさせていただきます。

第3項におきましては、この条例において「未就学児」とは、「子ども」のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいうという内容でございますが、いわゆるゼロ歳から6歳までの子供を未就学児と呼ぶということでございます。

第4項におきましては、この条項におきまして、「前期就学児」とは、「子ども」のうち6歳に達した日以後、最初の3月31日の翌日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者ということでございます。7歳から9歳までの子供を前期就学児と呼びます。

次に5項でございますが、この条例におきまして、「後期就学児」とは、「子ども」のうち、未就学児、または前期就学児以外の者をいうという内容でございます。年齢にいたしまして10歳から15歳までの子供を後期就学児とするものでございます。

今後、「子ども」をこのように三つの区分けにさせていただき、整理をさせていただきました。

はねていただきまして2ページでございますが、6項におきましては、6項の1号、2号につきまして、10歳以上になります後期就学児を対象としない適用除外の規定でございます。

次に、第3条でございますが、受給資格を定めております。第3条の受給資格者におきましては、第2条と同様、受給資格者の適用除外の規定を、3ページでございます2項において定めたものでございます。

次に、第4条でございますが、支給の範囲を定めております。この第4条、支給の範囲以降につきましては、今回の名称等の変更と対象者の拡大に伴います字句の整理でございます。

それでは、本文の附則の方にお戻りをいただきたいと思っております。

附則といたしまして、1. この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

2以降につきましては、経過措置でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第62号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第8・議案第62号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第62号をお願いいたします。

愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、老人保健法等の改正及び愛知県の福祉医療費支給事業等事務取扱要領の一部改正に伴いまして、改正をする必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第27号：愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市母子家庭等医療費の支給に関する条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきましては、資料で添付をしております議案第62号の資料をもって説明をさせていただきます。

今回、第2条といたしまして、受給資格を変更するものでございますが、これにつきましては、法令の改正によりまして引用をいたします名称等の題名を変更するものでございます。

2号にございます「老人保健法」を今回「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「老人保健法施行令」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改めるものでございます。

第4号の改正につきましては、当市の乳幼児医療費支給条例の改正に伴うものでございます。

附則にお戻りをいただきたいと思います。

附則の1といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行をするものでございます。

2といたしまして、この条例の施行前に、第3条の規定により交付をされました受給者証は、条例の施行後もなお効力を有するものでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第63号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第9・議案第63号：愛西市障害者医療費支給条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

議案第63号でございます。愛西市障害者医療費支給条例の一部改正についてでございます。

愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、老人保健法の改正及び愛知県の福祉医療費支給事業等事務取扱要領の一部改正に伴いましての改正でございますので、お願いをいたします。

めくっていただきまして、愛西市条例第28号：愛西市障害者医療費支給条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきましては、別添の資料の方で説明をさせていただきます。

今回、第4条といたしまして適用除外を定めたものでございます。まず、先ほどの内容につきましては、先ほどの議案第62号と同様の、法令の改正により引用する名称等の題名を変更す

るものでございます。

そして、1号につきましては、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改め、「老人保健法施行令」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」に改めるものでございます。

また、3号におきましては、当市の乳幼児医療費支給条例の改正に伴うものでございます。

附則にお戻りをいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行をするものでございます。

2といたしまして、この条例の施行前に第6条の規定により交付をされました受給者証は、条例の施行後もなお効力を有するものとするものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第10・議案第64号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第10・議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、議案第64号について御説明を申し上げます。

議案第64号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第81号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由といたしましては、八開木曾川グラウンドの占用期間が平成20年3月31日で満了するのに伴い、国土交通省中部地方整備局へ返還するため、改正する必要があるためでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第29号：愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

この改正の内容につきましては、議案第64号資料により説明をさせていただきますので、資料をごらんいただきたく存じます。

まず、この関係で3条関係でございますけれど、占用いたしておりました木曾川左岸の東海大橋周辺の河川敷地を国土交通省中部地方整備局へ返還するにつきまして、スポーツ施設の一覧表の中で愛西市八開木曾川グラウンドの項を削るものでございます。

また、別表につきましては使用料の関係でございますが、これにつきましても同様でございます。

附則にお戻りをいただきまして、この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。議案第64号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第65号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第11・議案第65号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第65号について説明をさせていただきます。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第123号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、愛西市長名でございます。

提案の理由でございますが、愛西市農業集落排水事業により立田の早尾地区排水施設を平成20年度に供用開始するに伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第30号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、別添の資料の方をごらん賜りたいと思っております。

議案第65号資料のはねていただきまして2ページの方をごらんいただきたいと思っております。

別表第2（第14条関係）の別表でございますが、左下段の方に、鶯戸東八反割地区排水施設の下に早尾地区排水施設ということでふやさせていただくものでございます。一般用1世帯当たり2,000円、世帯員1人当たり450円、それから一般営業用1世帯当たり2,000円、業務用1事業所当たり4,000円、これは換算処理人員1人当たり450円。それから、維持管理分担金（1使用月について）ということで、一般用（1世帯当たり）、それから一般営業用（1世帯当たり）、それから業務用（1事業所当たり）2,000円と定めるものでございます。

戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第66号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第12・議案第66号：愛西市老人医療費支給条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

議案第66号：愛西市老人医療費支給条例の廃止についてでございます。

愛西市老人医療費支給条例（平成17年愛西市条例第104号）を廃止する条例を別紙のように

定めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、現状支給実績がなく、また平成20年度より愛知県の補助制度が廃止されることに伴いまして、廃止するために必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第31号：愛西市老人医療費支給条例を廃止する条例でございます。

愛西市老人医療費支給条例（平成17年愛西市条例第104号）は廃止するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。再開は、この時計で11時8分か、10分ちょっと前に集まってください。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（佐藤 勇君）

休憩を解きまして、会議を再開させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第67号から日程第18・議案第72号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

日程第13・議案第67号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから、日程第18・議案第72号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（石原 光君）

それでは最初に、私の方から、議案第67号から議案第71号の5議案につきまして一括説明をさせていただきます。

まず、議案第67号：愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市勝幡地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1.施設の名称でございますが、愛西市勝幡地域防災コミュニティセンター。2といたしまして、指定管理者となる団体、愛西市勝幡町駅東26番地1、勝幡地区コミュニティ推進協議会でございます。3といたしまして、指定の期間でございますが、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とするものでございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、愛西市勝幡地域防災コミュニティセン

ターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

なお、これ以降の各議案、3の指定期間、並びに提案理由につきましては、内容が同じでございますので、朗読の方省略させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第68号：愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市町方地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1.施設の名称でございますが、愛西市町方地域防災コミュニティセンター。2といたしまして、指定管理者となる団体、愛西市町方町南堤外72番地3、町方地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第69号：愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市川渕地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1.施設の名称でございますが、愛西市川渕地域防災コミュニティセンター。2といたしまして、指定管理者となる団体、愛西市渕高町権左38番地2、川渕地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第70号：愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市草平地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1.施設の名称でございますが、愛西市草平地域防災コミュニティセンター。2といたしまして、指定管理者となる団体、愛西市草平町草場77番地、草平地区コミュニティ推進協議会でございます。

続きまして、議案第71号：愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

愛西市藤浪地域防災コミュニティセンターの指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1.施設の名称でございますが、愛西市藤浪地域防災コミュニティセンター。2といたしまして、指定管理者となる団体でございますが、愛西市持中町郷前29番地、藤浪地区コミュニティ推進協議会でございます。

なお、資料といたしまして、お手元の方に選定委員会の審査結果を添付させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

失礼をいたします。

議案第72号：愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者の指定について。

愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名。

記といたしまして、1.施設の名称、愛西市立田地域交流拠点施設。2.指定管理者となる団体、愛西市森川町井桁西27番地、立田ふれあいの里運営連絡協議会。3.指定の期間、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、愛西市立田地域交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

なお、お手元の方におきましては、議案第72号の資料を添付してございますので、後ほどお目を通していただきたく思います。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### ◎日程第19・議案第75号（提案説明）

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第19・議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、一般会計補正予算について、提案及び内容の説明を申し上げます。

議案第75号：平成19年度愛西市一般会計補正予算（第3号）。

平成19年度愛西市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億5,730万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億6,941万4,000円とする。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。本日提出、市長名でございます。

恐れ入りますけれども、最初に4ページ、5ページをお開きください。

第2表、地方債補正の関係でございます。

親水公園整備事業で1,000万円、消防団施設整備事業で4,070万円、それから地域づくり振興基金事業で9億5,000万円の、これは借り入れにつきまして、新たに追加をお願いするものでございます。3件とも合併特例債の適用事業でございます。

続きまして、下段の変更の関係でございますが、それぞれ借り入れ予定額の確定によりまして限度額の変更をお願いするものでございます。

なお、変更の中に、まちづくり総合支援事業債、これは勝幡駅前広場の関係でございますが、当初、起債申請を計画しておりましたけれども、その事業の内容が起債対象外経費という

ことになりましたことによる、最終的な限度額ゼロということになっておりますけれども、そういった事情による変更でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

歳入の関係でございますが、主なものについて御説明を申し上げます。

まず、款8地方特例交付金の関係でございますが、補正額2,828万2,000円の減額。

また、款9地方交付税、補正額1億9,046万8,000円の追加。これにつきましては、それぞれ国の方からの交付額の確定がございまして、それによる補正の方をお願いいたしております。

続きまして、款13国庫支出金の関係でございますが、補正額4,229万2,000円の追加をお願いしております。これは、各事業に関連する歳入、特定財源として計上させていただきました。

なお、下段の方の国からの合併による財政支援でございます。合併補助金1,800万円につきましては、後ほど担当部長の方からも御説明あると思っておりますけれども、児童館の建設費に財源を充当させていただくことになりました。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

款14の県支出金の関係でございますが、3,253万6,000円の追加をお願いしております。これも各事業に関連する歳入、いわゆる特定財源としてそれぞれ補正予算計上させていただきました。

続きまして、款16の寄付金の関係でございますが、補正額300万円の追加でございます。これは市民の方からの一般寄附ということで、今回補正の方を計上させていただいております。

続きまして、款17繰入金の関係でございますが、補正額7,787万6,000円の減額でございます。これは財源調整を図るため、基金へ戻し入れをするという内容でございます。

続きまして、款20の市債の関係でございますが、補正額9億9,790万円の追加をお願いしております。各補正額につきましては、先ほど、第2表地方債の補正で御説明申し上げましたように、新規の追加、並びに予定額の確定によるという内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして、歳出の主な内容につきまして、最初に総務部長より御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、14ページ以降の歳出のうち、職員給与に関する条例改正によります人件費補正をお願い申し上げます。一般後ろの24ページ、給与費明細書により一括で御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費及び教育費の七つの款にそれぞれお願いをしました人件費補正を説明させていただきます。

人数、職員数は変わりございませんが、給料で116万5,000円の補正、そして職員手当、総額として392万2,000円、共済費として87万5,000円で、合計596万2,000円の補正計上をお願い申し上げます。職員手当の内訳につきましては、補正の内訳を下段の手当ごとに書かせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳出、14ページ、15ページにお戻りをいただきたいと思います。

企画部長より御説明を申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは14ページ、款2総務費、目10基金費の関係でございます。地域づくり振興基金積立金といたしまして10億円の追加をお願いしております。これ、合併特例債を活用した基金の積み立てでございます、いわゆる市の一体感の醸成に資する事業等に充当するための財源として積み立てをお願いするものであります。この基金の関係でございますが、上限28億4,000万円の積み立てが可能でございますけれども、本年度の財政状況等を勘案いたしまして、昨年度と同額の10億円の額を積み立てるということでお願いをしておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、福祉部長より御説明申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、19節負担金補助及び交付金におきまして14万4,000円の補正をお願いしております。負担金といたしまして、福祉有償運送運営協議会への負担金でございます。この福祉有償運送と申しますのは、社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が、要介護認定者や障害者などの、公共交通機関を利用して単独で移動することが困難な方を対象として、通院、通所、レジャーなどの利用を自家用自動車にて有償で行う移送サービスを言います。福祉有償運送を実施するには、市町村が主催する運営協議会の議を経て、国土交通省の登録を受ける必要があります。今回、津島市のNPO法人から津島市及び愛西市をエリアに申請の相談がありましたので、協議会を立ち上げ、審議させていただくものでございます。負担金で計上いたしましたが、この審議会の事務を津島市にお願いしましたので、委員報酬など必要な経費を負担金として津島市にお支払いをするというものでございますので、よろしく願いいたします。

それから23節の償還利子及び割引料につきましては、更生医療の負担金でございますが、18年度実績に伴いまして、国からいただき過ぎた分を返還するというものでございます。

はねていただきまして、28節繰出金ですけれども、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正のために繰り出しをさせていただくものでございます。

続きまして、保険部長から説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、3目保険年金費でございます。人件費で19万6,000円の補正でございます。

5目といたしまして、福祉医療費でございますが、今回、制度の改正に伴います後期高齢者福祉医療、また障害者医療等にかかります方々へのお知らせ、そして受給者等の印刷にかかります需用費、役務費、合わせまして29万2,000円の補正をお願いするものでございます。以上、よろしく願い申し上げます。

以下、福祉部長から説明をさせていただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、2項児童福祉費、2目児童措置費、20節の扶助費でございますが、492万5,000円の補正をお願いしております。児童手当でございますが、今年度の支払い見込みによりまして、過不足の補正をお願いするものでございます。

なお、特例給付費につきましては、10分の10の補助でございますが、それ以外につきましては、国・県合わせて3分の2ということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、5目の児童館建設費のうち、12節役務費で7万8,000円、13節委託料で408万9,000円、15節工事請負費で3,853万5,000円の補正をお願いしておるわけでございますが、こちらにつきましては、造成工事等に必要な経費について補正をお願いするものでございます。

続きまして、保健部長から説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、8目でございますが、福祉医療費でございます。この項目につきましても、福祉医療制度に伴って改正をされます内容でございますが、制度改正に伴って、それぞれ該当する方へのお知らせ、また受給者証等の差しかえといえますか、新たに受給者証をお渡しする内容のもの、そして大きなものといまして、委託料といまして526万6,000円、電算事務委託料でございますが、システムを改修する費用でございます。合わせまして627万8,000円の補正をお願いいたします。以上でございます。

続きまして、福祉部長から御説明をいただきます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

はねていただきまして、18、19ページでございます。

3項の生活保護費、1目生活保護総務費でございます。23節償還金利子及び割引料で1,167万9,000円の補正をお願いしております。生活保護費負担金と返還金でございますが、18年度実績に伴い返還をするものでございます。

2目の生活扶助費、20節の扶助費でございます。3,471万3,000円につきましては、医療扶助費につきまして、今年度の支払い見込みにより不足分についての補正をお願いするものでございます。

続きまして、市民生活部長兼保健部長から説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、第4款衛生費をお願いいたします。今回、1目の保健衛生総務費におきまして、人件費10万6,000円の補正でございます。

そして、4目環境衛生費でございますが、361万円の補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、19節の負担金補助及び交付金ということで271万円の補正でございます。これは、市外の斎場を利用してみえる方への補助金でございますが、稲沢市祖父江斎場が平成19年4月より料金改正を行ったことにより不足が生じておりますので、お願いをするものでございます。ちなみに、平成18年度は3万7,000円でございます。平成19年度4月から4万7,000円に改正をされたものでございます。そして、23節償還金利子及び割引料でございますが、これは墓地の使用料の還付金で、新たに出てまいりましたので、お願いをするわけ

でございます。4基分90万円をお願いするものでございます。

以下、6款につきましては、経済建設部長より説明をさせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

同じページをお目を通していただきたいと思いますのですが、款6農林水産業費、項1農業費、目7の水田農業構造改革対策費の中で、19負担金補助及び交付金におきまして、強い農業づくり事業補助金といたしまして2,783万7,000円追加のお願いをいたしております。これは、JA愛知海部がオーナーカントリーエレベーターのところにおきまして、強い農業づくり事業といたしまして、色彩選別機を導入することに伴うものでございまして、これによりまして、県補助金の同額追加もお願いいたしております。よろしくお願いをいたします。

以下につきましては教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

続きまして、10款教育費、20ページ、21ページをお願いいたします。

第1項教育総務費、1目教育委員会費の19節負担金補助及び交付金でございますが、この交付金につきましては、去る11月27日、大阪府羽曳野市にお住まいの男性の方より、母校である西川端小学校に対し、教育の充実に役立ててもらい、後輩の学力にささやかながら貢献したいとの申し出がございました。よって、300万円を寄附していただきました。この寄附金を財源といたしまして、御本人の希望を踏まえまして、西川端小学校へ300万円を児童の教材備品等の整備に役立てていただくための交付金でございます。

以上で議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第20・議案第76号（提案説明）

##### ○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第20・議案第76号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは議案第76号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

平成19年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,158万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,246万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出、市長名ででございます。

それでは、9ページ、10ページの歳出から御説明をさせていただきます。

まず第1款総務費でございますが、今回、1目といたしまして一般管理費で14万7,000円、人件費で補正をさせていただきます。

2項の徴税费で1目賦課徴収費でございます。570万円の補正をお願いいたします。この内容につきましては、委託料で570万円の補正でございます。国の制度改正に伴って、電算業務のシステムを改修する費用でございます。内容といたしましては、新たに40歳以上の被保険者、被扶養者に対して特定検診が実施をされることになりましたので、これを実施するための改修でございます。

次に2款保険給付費でございます。1項療養諸費でございます。1目から5目までそれぞれ療養諸費がございます。合わせまして1億2,698万6,000円の今回補正をお願いするものでございます。それぞれの項目におきまして、医療費の伸びを見据えての補正でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

はねていただきまして、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの方では、5項といたしまして葬祭諸費、葬祭費でございます。葬祭費におきまして825万円の補正をお願いいたします。こちらの方につきましても支払いの伸びを見据えての補正とさせていただきます。

9款諸支出金でございます。3目償還金利子及び割引料ということで1,050万4,000円でございます。国・県支出金の返還金となっておりますが、前年度医療費の確定によるものでございます。

歳入の7ページ、8ページへお戻りをいただきたいと思います。

財源といたしまして、7款繰入金でございます。目といたしまして、一般会計からの繰り入れということで1,084万7,000円の繰り入れをいただきます。節の内容といたしましては、3節で職員給与費等の繰り入れということで584万7,000円。内容につきましては、人件費、そして事務費等に充てさせていただきます。この事務費につきましては、先ほど歳出で申し上げました国の制度改正によります事務に充てるもので、電算業務委託料を充てさせていただきます。5節につきましては、財政安定化支援事業繰入金ということで500万円、一般の療養給付費に充当をさせていただきます。

次に2項の基金繰入金でございますが、1目国民健康保険支払準備基金繰入金を戻させていただきます。3億5,000万円の減額でございます。

8款といたしまして繰越金、1目の繰越金といたしまして4億9,074万円でございます。前年度の繰越金をもって充てさせていただきます。

今回補正額1億5,158万7,000円でございます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第77号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第21・議案第77号：平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算についてを議題

といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは議案第77号の御説明をさせていただきます。

平成19年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成19年度愛西市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,385万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,607万6,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,637万9,000円とする。

2項といたしまして、保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、市長名でございます。

それでは歳出から御説明をさせていただきたいと思っております。10ページ、11ページをごらんいただきたいと思っております。

総務費につきましては、人件費でございますので、よろしくお願ひいたします。

2款保険給付費、2項介護予防サービス費等諸費、1目の予防給付費でございますが、4,000万円の補正をお願いしております。今年度の実績見込み等により補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひをいたします。

以下、人件費等でございます。

続きまして12ページ、13ページをごらんいただきたいと思っております。

5款1目の介護給付費準備基金積立金でございます。25節の積立金といたしまして、介護給付費準備基金積立金でございますが、7,365万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして7款の諸支出金、2項の繰出金、2目の介護サービス事業勘定繰出金でございます。28節繰出金でございますが、13万9,000円の補正でございますが、介護サービス事業勘定への繰り出しでございます。

お戻りをいただきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入でございますが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、現年度分といたしまして800万円、続きまして2項の国庫補助金、1目の調整交付金の200万円、それと5款の支払基金交付金、1項の支払基金交付金、1目の介護給付費交付金、こちらの方の現年度分ということの1,240万円、それから6款の県支出金、1項の県負担金、1目の介護給付費負担金の500万円、それと、次のページの8款の1目の介護給付費繰入金の500万円ですが、いずれの額につきましても、介護予防サービス給付費に対するそれぞれの機関からの負担割合に基づきます歳入でございますので、よろしくお願ひをいたします。

戻りまして6ページ、7ページでございますが、5款の支払基金交付金、1項の支払基金交付金、1目介護給付費交付金の2節過年度分1,061万4,000円につきましては、前年度の精算に

伴う交付金でございます。

はねていただきまして、8ページ、9ページの9款の繰越金でございますが、前年度の繰越金7,064万1,000円計上させていただいております。

続きまして、サービス事業勘定の歳出、8ページ、9ページでございますが、こちらにつきましては人件費ということで、決算見込みによる補正でございます。

歳入につきましては、繰入金で財源としております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第78号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第22・議案第78号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第78号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成19年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,628万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日の提出、愛西市長名でございます。

これも人事院勧告に伴う人件費相当分の補正でございます。

それでは9ページ、10ページでございますが、ごらんいただきましたように、給与、職員手当、負担金補助及び交付金ということで19万2,000円の手当分を計上させていただいております。

なお、これに伴う歳入の関係は、繰越金をもって充当いたしております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第79号（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第23・議案第79号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（若山富士夫君）

議案第79号：平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

（総則）第1条 平成19年度愛西市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

による。

(収益的収入及び支出) 第2条 平成19年度水道事業会計予算(以下「予算」という)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというものでございます。

1ページの第2条の予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入補正額としまして2,083万3,000円を計上し、水道事業収益で4億3,409万4,000円と定めるものでございます。

支出補正額としまして、138万1,000円の増額により、水道事業費用で4億6,567万1,000円と定めるものでございます。

次に、第3条の予算第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費、給料、手当、法定福利費としまして5万円増額し、6,719万8,000円と改めるものでございます。

続きまして、予算の実施計画の明細について御説明を申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思っております。

第1項営業収益、1目給水収益で2,083万3,000円の増であります。この増額は、佐織地区の水道料金改正に伴う水道料金でございます。これは、ちなみに平成19年9月1日の改正でございます。

それから支出でございますが、第1項営業費用、3目総係費で39万2,000円の増額で、主な内訳は、人事院給与勧告に伴う職員給与費で5万円、料金改正に伴う検針手数料30万1,000円、口座振替手数料4万1,000円の増であります。

第2項営業外費用、3目消費税で98万9,000円の増額でございます。この増額は、水道料金の増に伴う分でございます。本日の提出、市長名でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第24・請願第2号(提案説明)

##### ○議長(佐藤 勇君)

次に、日程第24・請願第2号：子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いいたします。

##### ○26番(宮本和子君)

子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願書を読み上げて、提案とさせていただきます。

愛西市議会議長 佐藤勇殿、2007年11月22日、請願者 子どもの医療費無料化をすすめる会、愛西市大井町浦田面571、代表 宮本清子。署名者といたしまして、7,210人ということで署名をいただいております。

紹介議員、真野和久、永井千年、宮本和子、加藤敏彦。

今、若い親たちは子供の笑顔に励まされながら、仕事と子育てを両わきに抱えて、懸命に家庭をはぐくんでいます。子育ての大きな不安の一つに、子供の病気があります。子供は病気に

かかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多く、病気の早期発見、早期治療を支える環境が非常に大切です。その一つとして、子供の医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。

子供の医療費無料化の拡大は、全国の市町村に広がっており、海部津島地域でも、弥富市、飛島村が通院・入院中学校卒業まで、甚目寺町が通院・入院小学校卒業まで拡大、蟹江町でも入院小学校卒業まで拡大することになりました。

安心して子供を生み、育てることのできる愛西市にするために、子育て支援対策として、中学校卒業まで子供の医療費無料化を拡大するよう求めます。

また、国の子供の医療費無料化の制度がないために、厳しい財政の中、都道府県、市町村が大きな負担を余儀なくされております。国に対して、子供の医療費無料制度を国の制度として実施し、全国のすべての自治体で中学校卒業までの医療費の無料化を実施できるように、愛西市議会として、国に対して意見書の提出をお願いいたします。

請願項目 1. 子供の医療費無料化を中学校卒業まで拡大すること。

2. 子供の医療費無料制度を国の制度として実施し、すべての自治体で中学校卒業までの無料化を支援するように意見書を提出すること。

7,210筆の署名者があるわけで、若いお母さんやお父さんたちの願いをぜひ実現して、入院が今回出されておりますが、通院も含めて中学校卒業まで拡大するよう求めまして、子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願書の提案とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第25・陳情第14号から日程第31・陳情第20号まで（提案説明）

○議長（佐藤 勇君）

次に、お諮りをいたします。日程第25・陳情第14号：介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情についてから、日程第31・陳情第20号：原爆症認定基準の抜本的改善を求める意見書の提出についての陳情についてまでを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第32・議案第73号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第32・議案第73号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（中野正三君）

それでは議案第73号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案及び内容の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成20年1月14日をもって、愛知県市町村職員退職手当組合から音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合を別紙のとおり変更することについて議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約でございますが、音羽町、御津町が豊川市と合併するに当たりお願いをするものでございます。

お手元に議案第73号資料がございます。そちらでお願いを申し上げます。

新旧対照表でございますが、1ページ、別表第1（第2条関係）でございますが、組合構成団体の表でございます。この中から音羽町、御津町、宝飯南部給食組合を削るものでございます。

2ページにおきましては、別表第2（第5条関係）でございます。3ページをお願い申し上げます。

この別表につきましては、組合議会の選挙区を定めるものでございます。12区より音羽町、御津町、宝飯南部学校給食組合を削るものでございます。

申しわけございませんが、本文附則へお戻りをいただきたいと思っております。

1項として、この規約は平成20年1月15日から施行するものでございます。

2項につきましては、組合議員の関係で、経過措置として任期満了までこのままのところしていくということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第73号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第73号につきましては、会議規則36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、討論を行います。

討論のある方どうぞ。

[発言する者なし]

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第73号を採決いたします。

議案第73号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第74号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤 勇君）

次に、日程第33・議案第74号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

議案第74号：愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、お願いをいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成20年1月14日をもって、愛知県後期高齢者医療広域連合から音羽町及び御津町を脱退させ、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成20年1月15日から宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃止し、その区域を豊川市に編入するため、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛知県の後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正するものでございます。

別表第2中「音羽町、小坂井町、御津町」を「小坂井町」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成20年1月15日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勇君）

次に、議案第74号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題になりました議案第74号につきましては、会議規則36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会への付託を省略することに決定をいた

しました。

次に、議案第74号に対する討論がございましたら、お受けをいたします。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

次に、議案第74号を採決いたします。

議案第74号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月12日午前10時より再開しますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、午後13時30分より全員協議会を開会いたしますので、委員会室へ御参集いただきますようお願いし、本会議はこれにて閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

午後0時01分 散会